

# 平成 25 年 成人 式



「成人の日」の前日の1月13日(日)、南部コミュニティセンターにおいて榛東村成人式が開催されました。成人を祝うような青空の下、出席者の皆さんは、友人や恩師との再会を喜びあっていました。

今年、成人を迎えたのは、平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた213人。

135人が出席した式典では、主催者である村長のあいさつのほか、来賓者から祝辞があり、新成人代表の風間輝さん(10区)からお礼の言葉が述べられました。

また、中学校時代の恩師から新成人たちへメッセージが贈られたほか、榛東ふるさと太鼓による記念演奏が披露され、新成人としての新たな門出を祝福しました。

## 祝 成人おめでとう

頬を打つ風が厳しさも増し、いよいよ本格的な寒さとなってきました。今日は私たちのために、このように盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。お忙しい中お越し下さった村長様をはじめ、ご来賓の皆様、またこの成人式の開催に携わったすべての方々へ、新成人一同を代表し深くお礼申し上げます。

つい先日まで子どもだった私たちですが、本日ついに成人を迎えることができました。これから私たちは一人成人として、厳しい社会の荒波へと乗り出していきます。現在の世の中は日々変化し、一昨年に起きた大震災など、時として予想もしないことも起こります。求められるものが常に変わっていく中で、時として壁にぶつかり、挫折しそうになることもあるかと思えます。

### 新成人代表の言葉

風間 輝さん

そのようなときに忘れてはならないのは、夢や希望だと私は考えます。綺麗ごとのように聞こえるかもしれませんが、厳しい世の中で生きていく上で自分を見失ってしまいがちな今の時代にこそ求められるのは、そのような当たり前のことではないでしょうか？少なくともここにいる新成人の多くが夢や希望を胸に成人としての一歩を踏み出すはずで、これからは一人一人が社会に貢献し、輝いていけるよう、日々精進していきたいと思います。

最後になりますが、今まで勉強のご指導だけでなく、夢や希望を持つことの大切さを教えてくださった恩師の先生方、そしてなにより、最も身近な立場で私たちの成長を見守り支えてくださった両親や家族に、今一度深く感謝申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。



# 確定申告はお早めに

所得税は、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するということ申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならぬこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

## 所得税の「確定申告」

平成24年分の所得税の確定申告をしなければならぬのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方、給与所得者の方で平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超える方や給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

## 所得税が還付される いじもあつた

確定申告をしないで良い場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

・給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方  
・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

・予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間（平成25年2月18日～3月15日）中に提出することになっています。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降なら、いつでも提出することができます。

確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出される方は、ご自分で記入し、お早めに郵送などにより提出してください。

なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくのが便利です。

## 自分のパソコンで 申告書が作成できます

国税庁のホームページでは、パソコンで確定申告書・青色決算

書・収支内訳書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。

これは、インターネットに接続したパソコンで入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、カラープリンタで印刷することにより申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。

## 納税は期限内に

平成24年分の確定申告による所得税の納期限は、平成25年3月15日（金）です。また、振替納税をすでに利用されている方は、口座振替日の2～3日前までに指定された預貯金口座の残高の確認をお願いいたします。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手間が省け、うっかり納税期限を忘れてしまうことのない振替納税が大変



便利です。ぜひご利用ください。

## にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる方に依頼してください。

納税者からの依頼による①税務代理②税務書類の作成③税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える方にしかできないことになっています。

ところがこの時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する方が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

### 確定申告に関する情報

税務署で配布される「確定申告に関する手引き」やパンフレットのほか、国税庁ホームページなどでも、さまざまな情報が提供されています。

#### ◆国税庁ホームページ

「確定申告等情報」コーナーに、画面に基づいて必要項目を入力することにより所得税の確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」のほか、確定申告に多いお問い合わせ事項をまとめたQ&Aや、各種申告書、計算書、説明書などを掲載しています。

#### ◆タックスアンサー

税金に関する疑問について、コンピュータがインターネット・電話音声・ファクシミリでお答えします。

#### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>